

# PCB 使用安定器の保有に関する調査票

〒  
住所  
  
所有者名 様

市町村番号（対象物件）－GID－枝番

※本調査は登記情報をもとに送付しております。  
そのため、所有者及び所有者氏名が現在と異なる場合がございます。既に持ち主の方の名義が変更されている場合につきましては、大変申し訳ございませんが、裏面の記入者情報欄「◎建物所有者の変更の有無」に現在建物を所有されている方のお名前のご記入をお願いいたします。

## 調査目的

蛍光灯の安定器には、PCBが使用されているものがあります。

PCBは、機能性に優れ、昭和50年代にかけて多くの電気機器で使用されてきましたが、有害性があることから、現在は使用を止め、処分することが義務付けられています。

この調査は、事務所や工場、倉庫などにPCBが使用された安定器があるか、確認いただくためのものです。

下記建物※についてPCB使用安定器が存在している可能性がありますので、本調査に御協力をお願いします。

所有者及び所有者氏名	所在地	建物の種類
(所有者)	(所在地1)	(建物の種類)

## PCB使用安定器とは？

●安定器は、照明器具の裏側に設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のことで、下の写真のような電気機器が安定器です。



使用されている場所は限られています。

●PCB使用安定器は、事業所や工場、倉庫など、事業用の建物で使用されています。一般の住宅には使用されていません。

【お問い合わせ窓口】  
山形県PCB使用安定器調査事務局  
023-635-8055

設問は3問だけです。裏面にお進みください。

## 回答締め切り：令和元年 10 月 4 日（金）

記入者情報 表面に記載した建物（記載内容は登記情報です）や回答内容について後日、問い合わせさせていただくことがありますので、必ず太枠内の情報をご記入ください。電気工事業者や建物の管理会社等に相談した場合は、下段⑥も記入してください。

①記入年月日		年 月 日 ( )		
記入者情報	②氏名		電話番号	- -
	③住所	〒 E-mail		
	④事業所名	(個人の方は記入不要です)		
⑤相談した電気工事業者、 建物管理会社等の名称・担当者				
⑥建物所有者の変更の有無		有・無（現在の所有者名： )		

### 設問1 表面に記載した建物の所有等について

表面に記載した事業用の建物を所有していますか。 当てはまる回答に○を付けて下さい。	はい・いいえ（調査終了）
--	--------------

「いいえ」を選択した方は、調査終了です。「はい」を選択した方は設問2へ。

### 設問2 照明器具の交換について

設問1で「はい」と回答した物件は、 昭和52年4月以降に、 <b>全ての</b> 照明器具を 交換し、処分していますか。 当てはまる回答に○を付けて下さい。	はい（調査終了）・いいえ
---	--------------

「はい」を選択した方は、調査終了です。「いいえ」を選択した方は設問3へ。

### 設問3 照明器具安定器のPCB使用について

設問2で「いいえ」と回答した物件の 照明器具には、PCB使用安定器が 取り付けられていますか。 当てはまる回答に○を付けてください。	はい・いいえ・不明※
---	------------

※設問2で「いいえ」と回答した建物については、PCBが使用されている照明器具安定器が取り付けられている可能性があります。別紙を参考にして必ず調査を行って下さい。

調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）で郵送してください。  
建物一棟につき1通送付させていただいております。お手数ですが、複数通受け取られた方はそれぞれ返信をお願いします。